

定 款

株式会社ゼットン

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ゼットンと称し、英文では、zetton inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 飲食店の経営
- 2 飲食店の企画、運営に関するコンサルタント業
- 3 結婚式、披露宴の企画及び運営
- 4 公共施設の活性化を図るためのコンサルタント業
- 5 宿泊施設の経営及びそのコンサルタント業
- 6 テナントの仲介及び斡旋
- 7 加工食品の販売
- 8 グラフィックデザイン業
- 9 工業、商業デザインの設計及びそのコンサルタント業
- 10 旅行業法に基づく旅行業
- 11 旅行業法に基づく旅行業者代理業
- 12 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、15,390,000 株とする。

(株主名簿管理人)

第 7 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株主の権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 9 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 10 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 11 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 16 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

(2) 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 17 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 18 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 19 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 22 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法定の定める額に限定する契約を締結することができる。

(執行役員)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員若干名を置くことができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(2) 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(3) 前 2 項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、第 25 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく第 25 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法 423 条 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。

以 上